

昭和二十三年政令第三百五十三号

検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令

内閣は、検察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）第一条の規定に基き、この政令を制定する。

その所在地に検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部を別表上欄記載の通り定め、当該検察審査会の名称及び管轄区域をそれぞれ同表中欄及び下欄の通り定める。

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十四年二月二十九日政令第四一四号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

附則（昭和二十五年三月三十一日政令第四五号）

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則（昭和二十五年一月二三日政令第三六五号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十一月二十日から適用する。

附則（昭和二十六年五月八日政令第一四〇号）

この政令は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附則（昭和二十七年六月二五日政令第二〇六号）

この政令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則（昭和二十八年四月二三日政令第八〇号）

この政令は、昭和二十八年六月一日から施行する。

附則（昭和二十九年四月二四日政令第八七号）抄

この政令は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附則（昭和三十年七月一五日政令第一二五号）

この政令は、昭和三十年八月一日から施行する。

附則（昭和三十一年一月一日政令第二九四号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、検察審査会法第二条第一項各号に掲げる事

項に関しては、昭和三十一年四月三十日まで、なお従前の例による。

昭和三十一年四月三十日以前に鹿児島検察審査会に申立のあったこの政令による改正後の名瀬検察審査会の管轄区域内に所在する検察庁に属する検察官がした公訴を提起しない処分を否の審査事件であつて、同日までにその審査手続が終了していないものについては、鹿児島検察審査会は、名瀬検察審査会にその事件を移送することができる。

附則（昭和三十一年四月一三日政令第九一号）

この政令は、昭和三十一年五月一日から施行する。

附則（昭和三十三年四月一六日政令第六八号）

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附則（昭和三十三年四月二五日政令第八六号）

この政令は、昭和三十三年五月一日から施行する。

附則（昭和三十四年三月七日政令第二七号）

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則（昭和三十五年四月二六日政令第一一一号）

この政令は、昭和三十五年六月一日から施行する。

附則（昭和三十六年三月一八日政令第三一号）

この政令は、昭和三十六年五月一日から施行する。

附則（昭和三十七年三月二九日政令第八二号）

この政令は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附則（昭和三十八年五月二四日政令第一七〇号）

この政令は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二八日政令第二一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十四年四月一日政令第七三三号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

附則（昭和四十七年四月二七日政令第九六号）

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改正に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十七年八月一日政令第三〇〇号）

この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。

附則（昭和五十四年四月七日政令第一〇五号）

この政令は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和六十二年二月二五日政令第四一四号）

この政令は、昭和六十二年五月一日から施行する。

附則（平成元年二月二八日政令第三五三三号）

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成元年二月二八日政令第三五三三号）抄

この政令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成一三年四月一三日政令第一六一号）

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一六日政令第二〇八号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令別表第三表徳山簡易裁判所の項の改正規定及び第二条の規定は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二九日政令第三三四号）

この政令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則（平成一七年三月一九日政令第五七号）

この政令は、平成十七年三月二十一日から施行する。

附則（平成二〇年七月四日政令第二一七号）抄

この政令は、平成二十年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び附則第六条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）第三条（検察審査会法（以下「法」という。）第一条第一項の改正規定に限る。）の規定の施行の日（平成二十一年四月一日）

第一条 この政令は、平成二十年七月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び附則第六条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）第三条（検察審査会法（以下「法」という。）第一条第一項の改正規定に限る。）の規定の施行の日（平成二十一年四月一日）

かわらず、平成二十一年五月一日から同年七月三十一日までとする。

第三条 この政令の施行の際現に存する検察審査会では、平成二十一年四月三十日までの間、新設検察審査会の検察審査員候補者について、法第十二条の七第二号に規定する判断をするものとする。ただし、次の各号に掲げる検察審査会は、当該各号に定める新設検察審査会の検察審査員候補者について、当該判断をするものとする。

- 一 東京第一検察審査会 東京第三検察審査会及び東京第四検察審査会
- 二 東京第二検察審査会 東京第五検察審査会及び東京第六検察審査会
- 三 大阪第一検察審査会 大阪第三検察審査会
- 四 大阪第二検察審査会 大阪第四検察審査会

第四条 第一条の規定による改正前の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の規定により置かれた横浜検察審査会、さいたま検察審査会、千葉検察審査会、京都検察審査会、神戸検察審査会、広島検察審査会及び福岡検察審査会は、それぞれ新令の規定に基づく横浜第一検察審査会、さいたま第一検察審査会、千葉第一検察審査会、京都第一検察審査会、神戸第一検察審査会、広島第一検察審査会及び福岡第一検察審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定により廃止されることとなる検察審査会（次条において「廃止検察審査会」という。）の管轄区域内の市町村の選挙管理委員会は、法第十条第一項の規定にかかわらず、第二群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者については、同項の規定による選定を要しない。

第六条 廃止検察審査会において第二条の規定の施行前にした審査の申立ての受理その他の手続は、それぞれ同条の規定による改正後の検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の規定により当該廃止検察審査会の管轄区域を管轄することとなる検察審査会（次項において「受入検察審査会」という。）においてした審査の申立ての受理その他の手続とみなす。

2 第二条の規定の施行前に廃止検察審査会にあって発せられた申立書その他の書類で同条の規定の施行の際まだ受理されていないものは、受入検察審査会にあってたものとみなす。

附則（平成二十一年二月四日政令第一四号）

この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。

別表	地方裁判所及び地方裁判所支部	地方裁判所名称	管轄区域
東京地方裁判所	東京第一検察審査会 東京第二検察審査会 東京第三検察審査会 東京第四検察審査会 東京第五検察審査会 東京第六検察審査会	東京第一八丈島簡易裁判所管轄区域 伊豆大島簡易裁判所管轄区域 新島簡易裁判所管轄区域	
横浜地方裁判所	横浜第一検察審査会 横浜第二検察審査会 横浜第三検察審査会 横須賀検察審査会	横浜第一神奈川簡易裁判所管轄区域 保土ヶ谷簡易裁判所管轄区域 川崎簡易裁判所管轄区域 鎌倉簡易裁判所管轄区域 藤沢簡易裁判所管轄区域 相模原簡易裁判所管轄区域	
東京地方裁判所立川支部	立川簡易裁判所管轄区域	八王子簡易裁判所管轄区域 武蔵野簡易裁判所管轄区域 青梅簡易裁判所管轄区域 町田簡易裁判所管轄区域	
水戸地方裁判所	水戸第一検察審査会 水戸第二検察審査会 水戸第三検察審査会 水戸第四検察審査会 水戸第五検察審査会 水戸第六検察審査会	水戸第一水戸簡易裁判所管轄区域 笠間簡易裁判所管轄区域 日立簡易裁判所管轄区域 常陸太田簡易裁判所管轄区域 石岡簡易裁判所管轄区域 龍ヶ崎簡易裁判所管轄区域 取手簡易裁判所管轄区域 麻生簡易裁判所管轄区域	
水戸地方裁判所浦支部	浦簡易裁判所管轄区域		
水戸地方裁判所下妻支部	下妻簡易裁判所管轄区域		
水戸地方裁判所古河支部	古河簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所	千葉第一検察審査会 千葉第二検察審査会 千葉第三検察審査会 千葉第四検察審査会 千葉第五検察審査会 千葉第六検察審査会	千葉第一千葉簡易裁判所管轄区域 佐倉簡易裁判所管轄区域 千葉一宮簡易裁判所管轄区域 千葉第二市川簡易裁判所管轄区域 千葉第三八日市場簡易裁判所管轄区域 八日市場簡易裁判所管轄区域 銚子簡易裁判所管轄区域 東金簡易裁判所管轄区域 佐原簡易裁判所管轄区域	
千葉地方裁判所八日市場支部	八日市場簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所市川支部	市川簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所佐倉支部	佐倉簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所千葉第一支部	千葉第一簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所千葉第二支部	千葉第二簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所千葉第三支部	千葉第三簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所千葉第四支部	千葉第四簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所千葉第五支部	千葉第五簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所千葉第六支部	千葉第六簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所松戸支部	松戸簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所館山支部	館山簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所八日市場支部	八日市場簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所銚子支部	銚子簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所東金支部	東金簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所佐原支部	佐原簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所水戸支部	水戸簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所笠間支部	笠間簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所日立支部	日立簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所常陸太田支部	常陸太田簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所石岡支部	石岡簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所龍ヶ崎支部	龍ヶ崎簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所取手支部	取手簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所麻生支部	麻生簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所下妻支部	下妻簡易裁判所管轄区域		
千葉地方裁判所古河支部	古河簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所	宇都宮第一検察審査会 宇都宮第二検察審査会 宇都宮第三検察審査会 宇都宮第四検察審査会 宇都宮第五検察審査会 宇都宮第六検察審査会	宇都宮第一宇都宮簡易裁判所管轄区域 宇都宮第二大田原簡易裁判所管轄区域 大田原簡易裁判所管轄区域 宇都宮第三栃木簡易裁判所管轄区域 宇都宮第四栃木簡易裁判所管轄区域 宇都宮第五足利簡易裁判所管轄区域 宇都宮第六足利簡易裁判所管轄区域	
宇都宮地方裁判所大田原支部	大田原簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所栃木支部	栃木簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所足利支部	足利簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所前橋支部	前橋簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所太田支部	太田簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所高崎支部	高崎簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所群馬支部	群馬簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所静岡支部	静岡簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所沼津支部	沼津簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所熱海支部	熱海簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所三島支部	三島簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所下田支部	下田簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所富士支部	富士簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所浜松支部	浜松簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所掛川支部	掛川簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所甲府支部	甲府簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所諏訪支部	諏訪簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所都留支部	都留簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所富士吉田支部	富士吉田簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所長野支部	長野簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所飯山支部	飯山簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所佐久支部	佐久簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所松本支部	松本簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所木曾支部	木曾簡易裁判所管轄区域		
宇都宮地方裁判所大町支部	大町簡易裁判所管轄区域		

長野地方飯田檢察 裁判所 飯田支部	諏訪簡易裁判所管轄区域 岡谷簡易裁判所管轄区域 飯田簡易裁判所管轄区域 伊那簡易裁判所管轄区域	新瀉地方新瀉檢察 裁判所 新瀉支部	新瀉簡易裁判所管轄区域 三條簡易裁判所管轄区域	新瀉地方新瀉田檢 察審査会 新田支部	新瀉簡易裁判所管轄区域 村上簡易裁判所管轄区域	新瀉地方長岡簡易 裁判所 長岡支部	長岡簡易裁判所管轄区域 十日町簡易裁判所管轄区域 柏崎簡易裁判所管轄区域 南魚沼簡易裁判所管轄区域	新瀉地方高田簡易 裁判所 高田支部	高田簡易裁判所管轄区域 糸魚川簡易裁判所管轄区域	新瀉地方佐渡簡易 裁判所 佐渡支部	佐渡簡易裁判所管轄區域	大阪地方大阪第一 檢察審査会 大阪支部	大阪簡易裁判所管轄區域 大阪池田簡易裁判所管轄區域 豐中簡易裁判所管轄區域 吹田簡易裁判所管轄區域 茨木簡易裁判所管轄區域 東大阪簡易裁判所管轄區域 枚方簡易裁判所管轄區域	大阪地方堺檢察 裁判所 堺支部	堺簡易裁判所管轄區域 富田林簡易裁判所管轄區域 羽曳野簡易裁判所管轄區域 岸和田簡易裁判所管轄區域 佐野簡易裁判所管轄區域	京都地方京都第一 檢察審査会 京都第二 會 京都支部	京都簡易裁判所管轄區域 伏見簡易裁判所管轄區域 右京簡易裁判所管轄區域 向日町簡易裁判所管轄區域 木津簡易裁判所管轄區域 宇治簡易裁判所管轄區域 園部簡易裁判所管轄區域
-------------------------	--	-------------------------	----------------------------	--------------------------	----------------------------	-------------------------	--	-------------------------	-----------------------------	-------------------------	-------------	---------------------------	--	-----------------------	---	--	--

京都地方宮津檢察 裁判所 宮津支部	龜岡簡易裁判所管轄區域 宮津簡易裁判所管轄區域 京丹後簡易裁判所管轄區域	京都地方舞鶴檢察 裁判所 舞鶴支部	舞鶴簡易裁判所管轄區域 福知山簡易裁判所管轄區域	神戶地方神戶第一 檢察審査会 神戶第二 會 神戶支部	神戶簡易裁判所管轄區域 尼崎簡易裁判所管轄區域 西宮簡易裁判所管轄區域 明石簡易裁判所管轄區域 洲本簡易裁判所管轄區域	神戶地方伊丹檢察 審査会 伊丹支部	伊丹簡易裁判所管轄區域 篠山簡易裁判所管轄區域 柏原簡易裁判所管轄區域	神戶地方姫路檢察 審査会 姫路支部	姫路簡易裁判所管轄區域 加古川簡易裁判所管轄區域 社簡易裁判所管轄區域 龍野簡易裁判所管轄區域 豊岡簡易裁判所管轄區域 浜坂簡易裁判所管轄區域	神戶地方豊岡檢察 審査会 豊岡支部	豊岡簡易裁判所管轄區域	奈良地方奈良檢察 審査会 奈良支部	奈良簡易裁判所管轄區域 葛城簡易裁判所管轄區域 宇陀簡易裁判所管轄區域 五條簡易裁判所管轄區域 吉野簡易裁判所管轄區域	大津地方大津檢察 審査会 大津支部	大津簡易裁判所管轄區域 高島簡易裁判所管轄區域 甲賀簡易裁判所管轄區域 彦根簡易裁判所管轄區域 東近江簡易裁判所管轄區域	大津地方彦根檢察 審査会 彦根支部	彦根簡易裁判所管轄區域	和歌山地方長浜檢察 審査会 長浜支部	和歌山簡易裁判所管轄區域 湯淺簡易裁判所管轄區域 妙寺簡易裁判所管轄區域 橋本簡易裁判所管轄區域 御坊簡易裁判所管轄區域	和歌山地方和歌山檢察 審査会 和歌山支部	和歌山簡易裁判所管轄區域
-------------------------	--	-------------------------	-----------------------------	--	---	-------------------------	---	-------------------------	--	-------------------------	-------------	-------------------------	---	-------------------------	--	-------------------------	-------------	--------------------------	--	----------------------------	--------------

和歌山地方田辺檢察 裁判所 田辺支部	串本簡易裁判所管轄區域 新宮簡易裁判所管轄區域 名古屋地名古屋第 一檢察審査会 名古屋第 二檢察審査会	名古屋地名古屋第 一宮支部	名古屋簡易裁判所管轄區域 犬山簡易裁判所管轄區域	名古屋地名古屋第 二宮支部	名古屋簡易裁判所管轄區域 半田簡易裁判所管轄區域	名古屋地名古屋第 三宮支部	名古屋簡易裁判所管轄區域 安城簡易裁判所管轄區域 豊田簡易裁判所管轄區域 名古屋地名古屋第 四宮支部	名古屋地名古屋第 四宮支部	名古屋簡易裁判所管轄區域 新城市簡易裁判所管轄區域	津地方津津檢察 審査会 津支部	津簡易裁判所管轄區域 鈴鹿簡易裁判所管轄區域 熊野簡易裁判所管轄區域 尾鷲簡易裁判所管轄區域	津地方四日市檢察 審査会 四日市支部	四日市簡易裁判所管轄區域 桑名簡易裁判所管轄區域	津地方伊勢檢察 審査会 伊勢支部	伊勢簡易裁判所管轄區域	岐阜地方岐阜檢察 審査会 岐阜支部	岐阜簡易裁判所管轄區域 郡上簡易裁判所管轄區域 高山簡易裁判所管轄區域	岐阜地方大垣檢察 審査会 大垣支部	大垣簡易裁判所管轄區域	岐阜地方多治見檢察 審査会 多治見支部	多治見簡易裁判所管轄區域 御嵩簡易裁判所管轄區域 中津川簡易裁判所管轄區域
--------------------------	--	------------------	-----------------------------	------------------	-----------------------------	------------------	--	------------------	------------------------------	-----------------------	---	--------------------------	-----------------------------	------------------------	-------------	-------------------------	---	-------------------------	-------------	---------------------------	---

福井地方福井檢察 裁判所 福井支部	福井簡易裁判所管轄區域 武生簡易裁判所管轄區域 大野簡易裁判所管轄區域 敦賀簡易裁判所管轄區域 小浜簡易裁判所管轄區域	金沢地方金沢檢察 審査会 金沢支部	金沢簡易裁判所管轄區域 小松簡易裁判所管轄區域 七尾簡易裁判所管轄區域 輪島簡易裁判所管轄區域 珠洲簡易裁判所管轄區域	富山地方富山檢察 審査会 富山支部	富山簡易裁判所管轄區域 魚津簡易裁判所管轄區域 砺波簡易裁判所管轄區域	富山地方高岡檢察 審査会 高岡支部	高岡簡易裁判所管轄區域	富山地方富山第一 檢察審査会 富山第二 會 富山支部	富山簡易裁判所管轄區域 東富山簡易裁判所管轄區域 可部簡易裁判所管轄區域 大竹簡易裁判所管轄區域	富山地方富山第一 檢察審査会 富山第二 會 富山支部	富山簡易裁判所管轄區域	廣島地方呉檢察 審査会 呉支部	呉簡易裁判所管轄區域	廣島地方尾道檢察 審査会 尾道支部	尾道簡易裁判所管轄區域	廣島地方福山檢察 審査会 福山支部	福山簡易裁判所管轄區域 府中簡易裁判所管轄區域	廣島地方三次檢察 審査会 三次支部	三次簡易裁判所管轄區域 庄原簡易裁判所管轄區域	山口地方山口檢察 審査会 山口支部	山口簡易裁判所管轄區域 防府簡易裁判所管轄區域 船木簡易裁判所管轄區域 宇部簡易裁判所管轄區域	山口地方周南檢察 審査会 周南支部	周南簡易裁判所管轄區域	山口地方秋田檢察 審査会 秋田支部	秋田簡易裁判所管轄區域 長門簡易裁判所管轄區域
-------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	-------------	--	---	--	-------------	-----------------------	------------	-------------------------	-------------	-------------------------	----------------------------	-------------------------	----------------------------	-------------------------	--	-------------------------	-------------	-------------------------	----------------------------

秋田地方大館 裁判所大審査会 館支部	大館簡易裁判所管轄区域 鹿角簡易裁判所管轄区域	秋田地方大曲 裁判所大審査会 支部	大曲簡易裁判所管轄区域 横手簡易裁判所管轄区域 湯沢簡易裁判所管轄区域 角館簡易裁判所管轄区域	青森地方青森 裁判所審査会	青森簡易裁判所管轄区域 むつ簡易裁判所管轄区域 野辺地簡易裁判所管轄区域	青森地方弘前 裁判所審査会	弘前簡易裁判所管轄区域 五所川原簡易裁判所管轄区域 鱒ヶ沢簡易裁判所管轄区域	青森地方八戸 裁判所八戸審査会	八戸簡易裁判所管轄区域 十和田簡易裁判所管轄区域	戸支部	十和田簡易裁判所管轄区域	札幌地方札幌 裁判所審査会	札幌簡易裁判所管轄区域 浦河簡易裁判所管轄区域 静内簡易裁判所管轄区域	札幌地方岩見沢 裁判所岩見沢審査会	岩見沢簡易裁判所管轄区域 夕張簡易裁判所管轄区域 滝川簡易裁判所管轄区域	札幌地方室蘭 裁判所室蘭審査会	室蘭簡易裁判所管轄区域 伊達簡易裁判所管轄区域 苫小牧簡易裁判所管轄区域	札幌地方小樽 裁判所小樽審査会	小樽簡易裁判所管轄区域 岩内簡易裁判所管轄区域	樽支部	岩内簡易裁判所管轄区域	函館地方函館 裁判所審査会	函館簡易裁判所管轄区域 松前簡易裁判所管轄区域 八雲簡易裁判所管轄区域 江差簡易裁判所管轄区域 寿都簡易裁判所管轄区域	旭川地方旭川 裁判所審査会	旭川簡易裁判所管轄区域 深川簡易裁判所管轄区域 富良野簡易裁判所管轄区域 名寄簡易裁判所管轄区域 紋別簡易裁判所管轄区域 中頓別簡易裁判所管轄区域 留萌簡易裁判所管轄区域 稚内簡易裁判所管轄区域 天塩簡易裁判所管轄区域	釧路地方釧路 裁判所審査会	釧路簡易裁判所管轄区域 根室簡易裁判所管轄区域 標津簡易裁判所管轄区域
--------------------------	----------------------------	-------------------------	--	------------------	--	------------------	--	--------------------	-----------------------------	-----	--------------	------------------	---	----------------------	--	--------------------	--	--------------------	----------------------------	-----	-------------	------------------	---	------------------	---	------------------	---

釧路地方帯広 裁判所帯広審査会 支部	帯広簡易裁判所管轄区域 本別簡易裁判所管轄区域	釧路地方北見 裁判所北見審査会	北見簡易裁判所管轄区域 網走簡易裁判所管轄区域 遠軽簡易裁判所管轄区域 高松簡易裁判所管轄区域 土庄簡易裁判所管轄区域	高松地方丸亀 裁判所丸亀審査会	丸亀簡易裁判所管轄区域 善通寺簡易裁判所管轄区域 観音寺簡易裁判所管轄区域	徳島地方徳島 裁判所徳島審査会	徳島簡易裁判所管轄区域 鳴門簡易裁判所管轄区域 阿南簡易裁判所管轄区域 牟岐簡易裁判所管轄区域 吉野川簡易裁判所管轄区域	徳島地方美馬 裁判所美馬審査会	美馬簡易裁判所管轄区域 徳島池田簡易裁判所管轄区域	馬支部	美馬簡易裁判所管轄区域	高知地方高知 裁判所高知審査会	高知簡易裁判所管轄区域 須崎簡易裁判所管轄区域 安芸簡易裁判所管轄区域 中村簡易裁判所管轄区域	松山地方松山 裁判所松山審査会	松山簡易裁判所管轄区域	松山地方大洲 裁判所大洲審査会	大洲簡易裁判所管轄区域 八幡浜簡易裁判所管轄区域	洲支部	大洲簡易裁判所管轄区域	松山地方西条 裁判所西条審査会	西条簡易裁判所管轄区域 新居浜簡易裁判所管轄区域 四国中央簡易裁判所管轄区域	松山地方今治 裁判所今治審査会	今治簡易裁判所管轄区域	治支部	今治簡易裁判所管轄区域	松山地方宇和島 裁判所宇和島審査会	宇和島簡易裁判所管轄区域 愛南簡易裁判所管轄区域	和島支部	宇和島簡易裁判所管轄区域
--------------------------	----------------------------	--------------------	---	--------------------	---	--------------------	--	--------------------	------------------------------	-----	-------------	--------------------	--	--------------------	-------------	--------------------	-----------------------------	-----	-------------	--------------------	--	--------------------	-------------	-----	-------------	----------------------	-----------------------------	------	--------------